

# ふくいの木販売力強化・販路拡大支援事業（生産力強化）補助金交付要領

令和7年4月1日付け県材第1653号制定

## 第1条（通則）

ふくいの木販売力強化・販路拡大支援事業（生産力強化）補助金の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）および農林水産部県産材活用課・森づくり課所管補助金等交付要綱（平成17年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

## 第2条（目的）

この補助金は、県内事業者による県産材製品の生産力強化に資する事業の経費の一部を予算の範囲内において助成することにより、県産材製品の安定した生産・供給を図ることを目的とする。

## 第3条（事業内容等）

対象となる事業内容、補助対象経費、補助金額等は次のとおりとする。

### 1 対象となる事業内容

#### （1）県産材製品の生産力強化を目的とする事業（※）

※ 本事業は、生産力強化を事業の目的としていることから既に保有している設備の更新は補助対象外とする。ただし、設備を導入することで既に保有している設備の規模または能力が増大することがカタログ等の比較により証明できる場合は補助対象とする。

### 2 補助対象経費

#### （1）備品購入費、機械器具費等（※）

※1 中古製材機等を導入する場合は、修理等のメンテナンスを行うことにより新品と同程度の耐用年数を確保できる見込みである場合は、補助対象とする。

※2 中古製材機等の購入価格は、同等の新品の導入価格を下回ること。

※3 本機および付属機械器具の運送料および定置式機械の据付料、移転料は補助対象とする。ただし、本機購入費が現地着価格の場合は、本機に運送料が含まれているため、事業雑費に運送料を計上することはできない。

### 3 補助金額

県が補助する額は、事業主体が負担する経費の合計の2分の1以内とし、補助上限は1事業主体当たり2,000千円とする。なお、補助金額千円未満は切り捨てとする。

## 第4条（事業主体）

次のすべてに該当する者とする。

- 1 県内に本社、支社または営業所等を有している法人等（※）
- 2 福井県税を滞納していない者
- 3 当該補助金の交付を受ける事業について、本事業以外の助成制度を受けていないこと。  
ただし、本事業との併用が認められている助成制度を受ける場合はこの限りではない。  
※資本金の全部または一部が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人は除く。

#### 第5条（事業計画書の提出）

- 1 事業主体は、県産材活用課長（以下、「県」という。）が定める提出期限までに、事業計画書および収支予算書を、管轄する県農林総合事務所長または嶺南振興局長（以下「事務所長等」という。）へ提出するものとする。（様式第1号）
- 2 事務所長等は、前項の事業計画書および収支予算書の内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画書および収支予算書を県に提出する。

#### 第6条（事業計画の承認等）

県は、第5条で提出された事業計画書の内容を審査し、適当と認めるときは「ふくいの木販売力強化・販路拡大支援事業（生産力強化）補助金の優先採択の考え方」（令和7年4月1日付け県材第1653号制定）に基づき、予算の範囲内で事業採択および内示額を決定し、事務所長等に計画承認を通知する。通知を受けた事務所長等は、事業主体に計画承認を通知するものとする。（様式第2号）

#### 第7条（補助金交付申請・交付決定）

- 1 計画の承認および内示を受けた事業主体は、交付規則第4条、交付要綱第3条に基づき、補助金交付申請書を事務所長等へ提出するものとする。（交付要綱様式第1号）
- 2 事務所長等は、申請内容を審査のうえ、交付規則第5条に基づき補助金の交付額を決定し事業主体へ通知するものとする。
- 3 事業主体は、補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、事務所長等に報告し、事務所長等は速やかに県に報告しその指示を受けなければならない。

#### 第8条（事業着手期限）

事業の着手は、原則として補助金交付決定の通知を受けた後に行うものとする。ただし、これにより難しい場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を事務所長等に提出し、着手するものとする。（様式第3号）

## 第9条（事業計画の変更）

- 1 事業主体は、事業計画書に変更が生じたときは、その理由を記載した変更計画書を作成し事務所長等へ提出するものとする。（様式第4-1号）ただし、次条に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 事務所長等は、前項の変更計画書の内容を審査し適当と認めるときは、変更計画書を県へ提出するものとする。
- 3 県は、前項の変更計画書の内容を審査し適当と認めるときは、事業費を決定し、事務所長等へ通知するとともに、変更内示するものとする。事務所長等は事業主体へ変更計画の承認を通知する。（様式第4-2号）

## 第10条（軽微な変更）

前条第1項に定める軽微な変更とは、事業目的、事業主体及び補助金総額のいずれの変更を伴わないもので、以下のものとする。

- （1）事業費総額の30%以下の増減

## 第11条（実績報告）

- 1 事業主体は、事業完了後1カ月以内か事業完了年度の2月末のいずれか早い日までに、交付要綱第6条により事務所長等に完了実績報告書および収支決算書を提出するものとする。（交付要綱様式第2号、様式第5号）  
ただし、やむを得ない事情により報告書の提出が2月末を超える場合には、あらかじめ事務所長等を通じ県と協議するものとする。
- 2 完了実績報告書は、交付要綱で定める様式のほか、下記の書類を添付する。
  - （1）収支決算書
  - （2）完了写真
  - （3）契約書等の写し（契約書、注文請書等）
  - （4）納品書、領収書または支払いを証明する書類
  - （5）図面（該当する場合は、見取り図や設計概要図等）
  - （6）財産管理台帳の写し（財産管理台帳を作成する場合）
  - （7）その他県が必要と認めるもの

## 第12条（完了検査）

- 1 事務所長等は第11条で定める完了実績報告書の提出後、完了検査を実施するものとする。
- 2 検査は、事業主体の立会いのもと書類検査を基本とする。ただし、1件の購入金額が50万円以上の備品の購入については、現地検査を行うものとする。
- 3 現地検査については、設計図書、カタログ、納品書等に記載されている型番や規格、数量が現物と一致しているか確認する。また必要により試運転等操作を行うなど、その

機能についても確認する。

#### 第13条（事業実績報告書）

事務所長等は、当該事業終了後の4月30日までにふくいの木販売力・販路拡大支援事業実績報告書を県に提出するものとする。（様式第6号）

#### 第14条（財産管理台帳の整備）

- 1 事業主体は、事業で導入した施設、機械および1件の購入金額が50万円以上の備品については、財産管理台帳（様式第7号）を整備し保管するものとする。
- 2 事業主体は、前項の規定に基づいて整備した財産管理台帳の写しを、完了実績報告書に添付し事務所長等に提出するものとする。

#### 第15条（書類の整備）

事業主体は、補助事業にかかる経理および処理経過が明確に分かるよう必要に応じて関係書類を整備し、補助事業完了後5年間保管しなければならない。

#### 第16条（報告、調査および指示）

県は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な内容を調査することができるものとする。

#### 第17条（財産処分の制限）

- 1 事業主体は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（機械および器具については、取得価格50万円以上のもの）について、処分制限期間内においては、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取壊してはならない。  
ただし、天災等のやむを得ない理由で県の承認を受けた場合はこの限りでない。
- 2 処分制限期間は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年4月30日農林省令第18号）の別表で定める期間とする。

#### 第18条（その他留意事項）

- 1 10万円以上の金額を支出または契約する場合は、原則、複数の者から見積書を徴収し、価格の比較を行うこととする。ただし、特定の相手方でならなければならない理由がある場合は、必ずその理由を書面により整備すること。
- 2 事業主体が消費税の課税事業者の場合、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額を減じて申請しなければならない。免税事業者の場合は、申請年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）および損益計算書類等の売上高が確認できる資料を申

請時に添付すること。(様式第8号)

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の申込から適用する。